



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
10月28日 (火)
第651号

目 次

告 示

○生活保護法による指定施術機関の指定	785
○生活保護法による指定医療機関の名称等の変更	785
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	786
○生活保護法による指定医療機関の事業の休止	787
○鳥獣保護区の存続期間の更新	787
○特定猟具使用禁止区域の指定	793
○土砂災害計画区域の指定に関する告示の一部改正	801
○同	802
○同	803
○同	803
○土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正	804
○同	804
○同	805
○同	806
○土砂災害警戒区域の指定	806
○同	807
○土砂災害特別警戒区域の指定	807
○同	807
○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出	808

告 示

栃木県告示第452号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第 1 項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 (2025) 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和 7 (2025) 年 7 月30日	加藤 友章		かりん接骨院	さくら市鷺宿1860- 2

栃木県告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

り、同所から同県道を西進し市道停車場下白石線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道本町枯木線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道藤坂線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道栃木葛生線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道原番場線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県道築地吉水線との交点に至り、同所から同県道を南進し旧葛生町と旧田沼町の旧行政界との交点に至り、同所から同行政界を川に沿って南西に進みさらに北西に進み森林計画図佐野市田沼地区と同三好地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同三好地区14林班内のウ準林班とエ準林班の準林班界との交点に至り、同所から同準林班界を西進し作業道との交点に至り、同所から西進し同三好地区14林班のオ準林班に至り、同準林班界を北西に進み、市道6018号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道234号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道6006号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道6091号線との交点に至り、同所から同市道を北進し太平洋クラブ佐野（ヒルクレストコース）の境界線に至り、同所から同境界線を北進し更に南西に進み更に北進し同野上地区63林班と同三好地区10班との林班界の交点に至り、同所から同林班界を北進し旧田沼町と旧葛生町との旧行政界に至り、同所から同行政界を北西に進み森林計画図佐野市氷室地区と同常磐地区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み秋山川右岸に至り、同所から秋山川右岸を北東に進み県道秋山葛生線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道仙波鍋山線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道神平羽根鶴線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み旧日鉄鉱業専用線との交点に至り、同所から同線を南進し市道岩崎麦生沢線との交点に至り、同所から尾根筋をアド山へ向かって東進しアド山山頂に至り、同所から歩道を南進し林道小室正雲寺線との交点に至り、同所から同林道を東進し市道西山箕輪線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道数枝線との交点に至り、同所から同市道を東進し一般国道293号との交点に至り、同所から同一般国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

2 面積
2,749ヘクタール

(自然環境課)

栃木県告示第458号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成17年栃木県告示第769号）により指定した土砂災害警戒区域の

一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和7(2025)年10月28日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
足尾町（唐風呂）3305	略	略	足尾町（唐風呂）3305	略	略
			足尾町（原）3306	別紙図面のとおり。（図面省略）	土石流
略			略		

栃木県告示第459号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成18年栃木県告示第233号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和7(2025)年10月28日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
宇都宮市板戸町201-I-032	略	略	宇都宮市板戸町201-I-032	略	略
			宇都宮市大曽2丁目201-I-033	別紙図面のとおり。（図面省略）	急傾斜地の崩壊
			宇都宮市大曽2丁目201-I-034	別紙図面のとおり。（図面省略）	急傾斜地の崩壊
			宇都宮市大曽2丁目201-I-035	別紙図面のとおり。（図面省略）	急傾斜地の崩壊
			宇都宮市大曽2丁目201-I-036	別紙図面のとおり。（図面省略）	急傾斜地の崩壊

略

略

栃木県告示第460号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成21年栃木県告示第44号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
略			略		
日光市所野 206-Ⅱ-017	略	略	日光市所野 206-Ⅱ-017	略	略
略			日光市所野 206-Ⅱ-018	<u>別紙図面のと おり。(図面 省略)</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>
略			略		
日光市西小来 川3104	略	略	日光市西小来 川3104	略	略
略			日光市東小来 川3105	<u>別紙図面のと おり。(図面 省略)</u>	<u>土石流</u>
略			略		

栃木県告示第461号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（令和 2 年栃木県告示第655号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
略			略		
宇都宮市新里 町201-Ⅲ-012	略	略	宇都宮市新里 町201-Ⅲ-012	略	略
略			宇都宮市大曾	<u>別紙図面のと</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>

			一 丁 目 201-I -004	おり。(図面省略)	
略			略		

栃木県告示第462号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成17年栃木県告示第771号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 （2025） 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
足尾町（平石平）3301	略	略	略	足尾町（平石平） 3301	略	略	略
				<u>足尾町（原）3306</u>	<u>別紙図面のとお</u> <u>り。(図面省略)</u>	<u>土石流</u>	<u>別紙図面のとお</u> <u>り。(図面省略)</u>
略				略			

栃木県告示第463号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成18年栃木県告示第234号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 （2025） 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			

宇都宮市板戸町201- I -032	略	略	略	宇都宮市板戸町201- I -032	略	略	略
				宇都宮市大曾2丁目201- I -033	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとお り。(図面省略)
				宇都宮市大曾2丁目201- I -034	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとお り。(図面省略)
				宇都宮市大曾2丁目201- I -035	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとお り。(図面省略)
				宇都宮市大曾2丁目201- I -036	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとお り。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第464号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成21年栃木県告示第45号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
日光市所野206- II -017	略	略	略	日光市所野206- II -017	略	略	略
				日光市所野206- II -018	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとお り。(図面省略)
略				略			
日光市西小来	略	略	略	日光市西小来	略	略	略

川3104				川3104			
				日光市東小来川3105	別紙図面のとお り。(図面省略)	土石流	別紙図面のとお り。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第465号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（令和 2 年栃木県告示第660号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7（2025）年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
宇都宮市新里町201-Ⅲ-012	略	略	略	宇都宮市新里町201-Ⅲ-012	略	略	略
				宇都宮市大曾一丁目 201-I-004	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとお り。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第466号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県宇都宮土木事務所及び宇都宮市役所において縦覧に供する。

令和 7（2025）年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宇都宮市大曾 1 丁目201-I-004	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
宇都宮市大曾 2 丁目201-I-033	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
宇都宮市大曾 2 丁目201-I-034	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

宇都宮市大曾 2 丁目201- I -035	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
宇都宮市大曾 2 丁目201- I -036	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第467号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県日光土木事務所及び日光市役所において縦覧に供する。

令和 7（2025）年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自 然 現 象 の 種 類
日光市所野206- II -018	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
日光市東小来川3105	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
日光市足尾町3306	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流

栃木県告示第468号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県宇都宮土木事務所及び宇都宮市役所において縦覧に供する。

令和 7（2025）年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類	建築物に作用すると 想定される衝撃に 関 する 事 項
宇都宮市大曾 1 丁目201- I -004	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

栃木県告示第469号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県日光土木事務所及び日光市役所において縦覧に供する。

令和 7（2025）年10月28日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類	建築物に作用すると 想定される衝撃に 関 する 事 項
日光市所野206- II -018	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

(砂防水資源課)